

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第14回／家裁第15回)

1 開催日時

平成22年12月16日（木）午前10時から午後零時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 印南百合子, 乙守三千代, 木口信之（委員長）, 白川哲也, 末永睦男,
富川正博, 原 清一, 平島正道, 松尾千歳, 松林陽子

(家裁委員) 有村青子, 川島葉留美, 木口信之（委員長）, 鈴木千帆, 垂野秀子,
福田英司, 藤崎竜子, 増田博, 光安善樹

4 議事

(1) 新委員自己紹介（木口信之, 松林陽子, 原 清一, 有村青子）

(2) 議事

別紙のとおり

(○委員長, ■A～K委員, ●事務局)

(3) 次回期日

平成23年5月19日（木）午前10時から午後零時まで

(4) 次回テーマ

「労働審判制度及びその取組状況」

「試験観察」

(別紙)

【地裁委員会テーマ】

検察審査会制度について

- これより議事をはじめさせていただきます。

本日の委員会では、検察審査会制度をテーマに取り上げることにしています。

それでは、鹿児島検察審査会の事務局長から、まず、検察審査会制度の概要について、続きまして、検察審査会の認知度及び広報の現状について説明いたします。

- 1 検察審査会の広報用ビデオ「あなたのためのイレブン－検察審査会－」
2 検察審査会制度の概要について
3 検察審査会の認知度と広報の現状について

(以上、概要を説明)

- ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。

補足しますと、検察審査会というのは、裁判所の中の組織ではなく、検察審査会法によって定められており、検察審査員はくじで選ばれる一般人です。ただ、お世話をする検察審査会事務局の事務官は、裁判所の事務官の中から任命しています。検察審査会に関する経費も裁判所の経費の一部として裁判所の予算の中から支出しています。検察審査会の広報活動も裁判所として取り組んでいるところです。

- A 検察審査会に関しては、おそらく皆さんは、なじみがないのではないかと思います。検察審査会においては、どのくらいの期間を要して審査をしているのか、また、誰が会長になるのかについて教えてください。
- 会長は、検察審査員の中から互選により選出しています。審査期間については、申立て順で審査をしており、1日で審査が終わる場合は、申立てから1、2か月で審査が済みますが、事案によっては、回数を重ね3、4か月かかることがあります。
- B 検察審査員の選抜方法はどのようにになっているのですか。検察審査員に選ばれた場合、全員必ず審査会に出席しているのかについて教えてください。

- 選挙人名簿から各市町村の人口割合によって、まず400人の候補者をくじで選び、その後4群に分け、1群について100人ずつの名簿を作成し、辞退事由及び仕事の都合等を尋ねる質問票を送付し、候補者から送付された質問票を審査した結果、検察審査員になれない方や辞退が認められた方を除いた候補者の中から、検察官及び裁判官の立会の下、11人の検察審査員及び11人の補充員を選んでいます。検察審査員に選ばれた方々は、急病や急用の場合を除き、ほとんどの方が参加されています。
 - 裁判員については、裁判員候補者になったことの通知書を送付する際に同封する調査票により、辞退事由が認められた方以外の中から、裁判所に来ていただいた上で、さらに抽選でその事件の裁判員を選ぶ手続を行いますが、検察審査員の選任では、辞退を申し出ておかないと、出頭しないままでも選任される可能性があるということになります。質問票の返送状況はどの程度ですか。
 - 大体6割程度です。内容を調査した結果、質問票の返送がない方の中には高齢者が多いことが分かりましたので、70歳以上の方には、辞退希望がある場合には、必ず質問票を返送していただくよう書面を郵送したり、電話番号を調べて、直接、辞退の有無を尋ねたりすることにより、8割から9割の回収率となっています。検察審査員の場合、質問票を返送しない方及び辞退希望のある方も辞退を申し出ない限り、選定されてしまう可能性があるので、質問票の回収に力を入れているところです。
- C 資料3ページの「議決後のながれ」で、議決書謄本を検察官適格審査会に送付することになっていますが、「検察官適格審査会」とは、どのような会なのか教えてください。
- D 検察官の身分上の事項について議決する機関です。検察審査会が検察官の不起訴処分に関して議決したときに、議決書謄本を送付するのは、身分上の審査の参考資料として、当該事件について検察官として適格性を有しているかどうかを審査するためです。
- E ある業務上過失致死傷等の事件で、加害者が不起訴になったことに納得がいかず、被害者側が民事の損害賠償請求事件を提訴した上で、検察審査会にも申立てをします。

たが、不起訴相当と議決されたので、会議録の公開について尋ねたところ、公開してもらえないことがありました。会議は非公開と検察審査会法で定められていますが、会議録の非公開については定められていないので、公開してもらえないものなのでしょうか。どのような議事が行われた結果、結論が出たのか知りたいものです。不起訴処分になった事件について、民事事件では損害賠償が認められた事案もあったので、どのようになったのか会議録を公開してもらいたいと考えます。

- 会議録に非公開であるべき評議の内容が記載されているものは、公開するには馴染まないのではないかと思いますが、御意見として承ります。
- F 検察審査員の選任方法と裁判員の選任方法が似ていることが分かりました。一般市民は、検察審査員と裁判員とを混同してしまうのではないのでしょうか。この点について、広報活動を充実していただきたいと思います。裁判員に対しては、休みが取れるように言われていますが、検察審査員に対しては、あまり周知されていないこともあります。休みを取るよう言えず、審査会に出席できているかどうか疑問があります。
- 確かに検察審査員と裁判員を混同している方がいますので、検察審査員の広報が足りていないと反省しています。しかし、仕事が忙しいという理由で審査会に来られない方はあまり見受けられないのが現状です。
- D 検察審査会制度は、検察官が問われている制度ですが、検察官の立場からいと、起訴、不起訴を決める際には、十分に捜査して決めています。不起訴の理由等を当事者に説明する際は、当事者のプライバシーの問題もあり、説明しにくく、はがゆい部分もあります。その点は御理解いただきたいものです。
- A 起訴相当あるいは不起訴不相当の議決を行った場合、その後の検察官の事後措置は、どのようになっていますか。
- 全国版の統計になりますが、平成17年から平成21年までの5年間の平均では、起訴になったものが8.5%不起訴維持となったものが91.5%となっています。
- G 検察審査会議では、1回にかける時間はどのくらいですか。
- 事案にもよりますが、複雑な事案では1日かかるときもあり、1日では終わらず2,

3回かかることもある反面、1時間程度で終わるときもあります。

■H 平成20年に県内の検察審査会に60件も申し立てがなされていますが、どのような事案が申し立てられたのか教えてください。

- 1人で30件以上申し立てた状況がありました。大体は1年間で30件程度です。
- 貴重な御意見等、ありがとうございました。
他になければ、地裁委員会の議事はこれで終わらせていただきます。

【家裁委員会テーマ】

家事調停事件における当事者等への配慮について

○ 引き続き家裁委員会の議事を始めさせていただきます。
本日の委員会では、家事調停事件における当事者等への配慮について、御意見をお聞きしたいと思います。

それでは、まず、首席書記官から説明いたします。

- 鹿児島家庭裁判所における当事者等への配慮について

(以上、概要を説明)

○ ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。

また、委員会開催前に御見学いただきました調停室、当事者控室等についてでも結構です。

■A ここ2、3年の家事事件の事件数について、教えてください。

● 全国的にはやや増加傾向ですが、当庁では横並び若しくはやや減少傾向です。調停事件は、平成22年10月末現在、鹿児島家裁本庁で610件、鹿児島家裁全庁で1429件申し立てられています。

■A 日弁連の会議に出席したところ、家事事件は全国的に増加傾向にあると聞きました。

家事事件の適正迅速な処理について、裁判官を増やしてもらうことはできませんか。

また、家庭裁判所調査官も親権をめぐる争いや面会交流等大変だと思われる所以、増やしていただきたいと思います。さらに、書記官も増やしていただきたいと思います。

家庭裁判所というところは、誰でも利用しやすい裁判所であってほしいので、人的態勢を整備していただきたいと思います。

- 家庭裁判所調査官の関与について、首席家庭裁判所調査官から説明します。
- 家庭裁判所調査官に求められるものが最近増えてきているように思います。家庭裁判所調査官の数が限られた中で、どの事案に集中して関与していくかというときには、親権をめぐる争いや面会交流というような子どもに関する事件に集中して関与していくよう取り組んでいます。
- I 調停の中立てをするときに、中立人が高齢の場合等において、子どもが申立人代理人となりたいというように、弁護士以外の代理人として、どの程度の範囲まで認められるのか教えてください。
- 調停については、事案の解決を図りたい本人が当事者になるのが原則ですが、弁護士以外でも代理人の許可申請をすれば、裁判官の判断により代理人が認められます。また、当事者が高齢等により、調停の席上で自分の意思がうまく述べられないような場合等は、裁判官の判断で親族の同席が認められる場合もあります。その他にも、施設に入所している当事者に施設の職員が付き添った事案もありました。
- E 裁判官、家庭裁判所調査官、書記官及び調停委員等にも問題があるかと思います。当事者は、裁判所ならば何でも聞いてくれるだろうと期待してくるものの、調停だけでなく、人訴事件に移行した際など、裁判所は事案の見通しがつくこともあり、当事者の話をあまり聞かずに手続が進んでいくように感じがあるので、当事者への信頼関係が裏切られないよう配慮していただきたいと思います。
- J 当事者との信頼関係を裏切らないよう、各裁判官心掛けているところです。また、公正中立な裁判所として、当事者が抱えている問題について、どのようにしたら解決できるか真摯に取り組んでいるところです。
- A 調停委員が公正中立な立場でいることを守りすぎていて、当事者の話を聞くことばかりに時間をとる傾向があります。調停委員としてある程度は当事者を説得してもらいたいと思います。弁護士の調停委員の場合は、説得してくれます。ある調停で、1

時間半待っていたことがあり、何で待たされるのかと思っていたら、相手方は調停が進められるような当事者ではないということでした。そのような程度のことに時間をかけて聞くのではなく、調停委員には人生経験が豊富な方が多いので、ある程度は当事者を説得してもよいのではないかと思います。

■E 弁護士の調停委員の場合は、事案の争点等を把握しているからあまり時間がかかるのではないかと思います。待っている側からすれば、待ち時間は待ちづらいものです。その分、当事者の話を聞いてもらっているものと思いますが、待ち時間がかかるような場合は、待っている当事者に対し、何分程度かかるというようなことを説明していただけないかと思います。

■J 裁判官としては、調停委員に対しては、大体30分程度ずつ話を聞くように指導しています。また、話が長引くときは、きちんと相手方当事者に説明するように指導しています。その指導が徹底されていないようであれば、調停委員に対する研修等の際に、指導していきたいと思います。

○ 御指摘があった点については、検討していきたいと考えます。ただ、事実関係や当事者が本当に望んでいることなどは、よく話を聞いて初めて分かるが多く、調停委員に対しては、聞き上手になるよう指導しています。よく聞いた上で、説得するようになっています。現状としては、なかなか当事者の話を聞くことに苦労しているようです。

■K 調停の際に、当事者が申し出れば、必ず階を分けて調停をしてもらえるのですか。また、調停委員に対し、ジェンダーの指導をしているのか教えてください。以前、調停の際に調停委員の言動にショックを受けたという相談を受けたことがあります。本庁では調停委員に対する研修が充実しているとのことですですが、支部ではあまり研修が充実していないのではないでしょうか。ジェンダーについては、調停委員に対し、繰り返し研修を行っていただきたいと思います。

その他、相談窓口に掲示してある「20分」の意味を教えてください。

● 階を分けて調停を行うことは、当事者と事前に相談をして行っているので、当事者

の希望に添える形で対応できると考えています。ジェンダーについての研修は、上席裁判官が担当して行っています。調停委員の研修については、本庁だけではなく、支部でも同様の研修を行っています。鹿児島家裁本庁では、平成22年10月末現在で来庁者による相談件数が1200件程度、電話相談も4900件弱程度ある状況の中、人的問題もあり、相談カードにも記載しているとおり、目安として手続案内時間20分ということで協力していただいているところです。

- J 新任調停委員に対しては、必ず私の方でジェンダーについての研修を行っています。ただし、継続的な研修については、今後検討していきたいと思います。手続案内時間20分ということについては、狭いスペースでもあり、また、20分程度あれば、家事事件の手続については、大体説明できるということでお願いしているところです。ところで、受付が厳しいとか、相談をした際に申立てができるないというようなことを言われたというような内容の相談を受けたことがあれば教えてください

- K 保護命令の申立てをした際に、相談担当者の説明の中で、相談担当者の経験からか「難しいと思いますが」というような説明があったようです。否定的な言葉ばかり受けて生活してきた人等はその否定的な言葉のみを受け止めてしまうようです。難しいことだと思いますが、相談者に対しては、「できますよ。」というような肯定的な言葉で説明していただきたいと思います。

また、裁判所での相談時間が限られているのであれば、関係機関との連携も必要かと思います。

- A 待合室が狭いので、もう少し増やすことはできませんか。

- 検討させていただきたいと思います。

予定していた時間が参りましたので、これで協議を終了させていただきます。本日は、貴重な御意見を伺うことができました。今後の取組の参考にさせていただきます。